

11月はうつのみや DV根絶強化月間



▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

市では、「女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）」と国の「女性に対する暴力をなくす運動（11月12、25日）」が実施される11月を「うつのみやDV根絶強化月間」として定め、DV防止や女性の人権の尊重を啓発するための取り組みを行います。

■DV（ドメスティックバイオレンス）とは 配偶者（内縁関係・元配偶者も含む）や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。DVは、殴る・蹴るなどの身体的なものだけではなく、大声で怒鳴る、無視するなど「精神的暴力」、付き合いを制限する、外出させないなどの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの「性的暴力」も全て暴力です。

■DVの影響

DVの影響は、広範囲に及び、あざ、打撲、骨折などの外傷ばかりでなく、不眠、頭痛、吐き気、目まいなど身体的に不調になることもあります。日常的な暴力のために、不安感や無力感を感じたり、うつ状態などの症状が出たりすることもあります。自分を大切にできる気持ちも低下する他、家事ができなかったり、ストレスから子どもにつらく当たったりする場合もあります。「子どもはDVを目撃したり、DVの雰囲気を感じたりすることによってさまざまな悪影響を受ける」という調査結果からも、子どもの前でDVが行われるなど、暴力的な環境の中で成長することは、児童虐待に当たります。

■デートDVとは

交際相手から暴力を振るわれることを「デートDV」といいます。たとえ恋人間であっても、

暴力を使って相手の行動を制限したり、性行為を強要したりすることは許されません。また、被害者も相手の行為を愛情からくるものと勘違いし、受け入れてしまふ傾向があります。

■DVに関する相談窓口

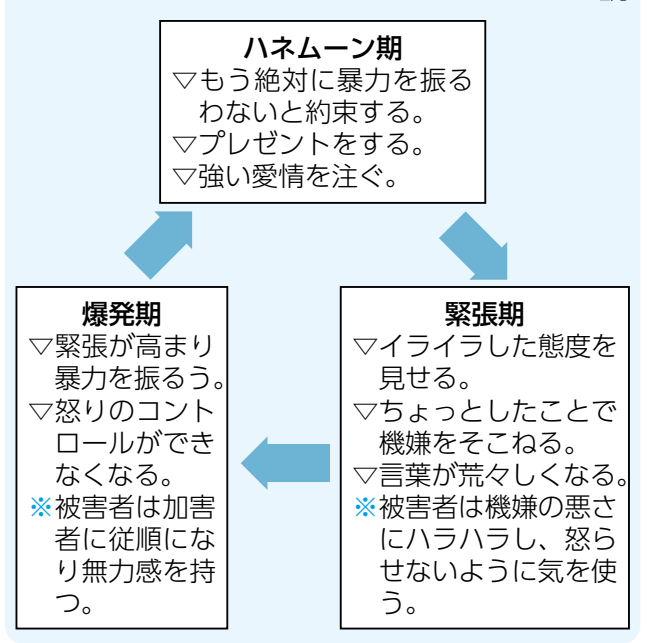
- 1 人で悩まず、相談窓口（左下の表）へご相談ください。
- DV防止啓発パネル展
▽日時 11月11日まで。
▽会場 市役所1階市民ホール。
- ▽内容 DV防止や女性の人権尊重についての啓発・パブリリボンの配布など。

■パープルリボンプロジェクトにご協力を
DV、個人間の暴力や虐待の撲滅・防止を目指す国際的な女性に対する暴力根絶運動です。女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」を身に付け、運動にご協力ください。

■全国一斉「女性の人権ホットライン」電話相談開設

11月14、20日を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、宇都宮地方法務局と県人権擁護委員連合会では、配偶者・パートナーなどからの暴力や職

暴力は繰り返し行われていませんか レノア・ウォーカーのバイオレンスのサイクル説



DVに関する相談窓口

相談窓口・電話番号	相談方法・日時
配偶者暴力相談支援センター ☎(635)7751	電話、面接（要予約）＝火～土曜日、午前9時～午後5時、第4土曜日は正午まで。
とちぎ男女共同参画センター相談ルーム ☎(665)8720	電話＝月～金曜日、午前9時～午後8時。土・日曜日、午前9時～午後4時。面接（要予約）＝火～日曜日、午前9時～午後4時。

場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などさまざまな女性の人権問題をめぐる相談を受け付けます。強化週間中は、女性の人権問題に詳しい人権擁護委員が担当しますので、安心して相談してください。

▽日時 11月14、20日、午前8時30分～午後7時。
土・日曜日は午前10時～午後5時。
▽相談専用電話番号 0570(07)810
☎男女共同参画課☎(632)2346

◎三士会法の日無料相談会 ▽日時 11月3日(木・祝)午前10時～午後3時▽会場 ベルモール(陽東6丁目)▽内容 「法の日」にちなみ、司法書士、行政書士、土地家屋調査士の業務に関する無料の相談会。
☎県土地家屋調査士会☎(621)4734

本文中に記載がないものは、原則として、対象となりませんが、費用は無料、申込不要。
☎HPホームページ、☎Eメールアドレス、☎地域自治センター、☎地区市民センター、☎出張所、☎生涯学習センター、☎うつのみや表参道スクエア、☎地域コミュニケーションセンター、☎市民活動センター